

異常気象（大雨・台風等）時における対応について

異常気象の下、「警報」もしくは「特別警報」が発令されたときは、次のように「始業時刻の変更」または「臨時休業」の対応をとる。

ここでいう、「警報」「特別警報」の発令とは「松江市(学校所在地)」または生徒それぞれの「居住地」において、「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」のいずれかが発令されたときをさす。

(1) 平日の場合

- ① 当日、午前6時の時点で警報が発令されているときは、**自宅待機**とする。
- ② 生徒が自宅を出る予定時刻までに警報が発令されたときは、**自宅待機**とする。
- ③ **登校中に警報が発令された時には**、生徒は次のいずれかの方法で対応する。
ただし、アまたはイの場合には学校へ連絡する。
 - ア **安全な場所に避難**する。
 - イ **安全を確保しつつ帰宅**する。
 - ウ **安全を確保しつつ登校**する。
- ④ 午前10時の時点で、「松江市(学校所在地)」に引き続き**警報が発令**されているときは、**臨時休業(休校)**とする。
臨時休業(休校)により、実施できなかった授業については長期休業等に実施する。
- ⑤ 午前10時まで、「松江市(学校所在地)」の**警報が解除**された場合は、その時点から安全に留意して**登校**する。
ただし、生徒の「居住地」の警報が解除されていない場合や、解除になっても、交通機関の運休や河川、道路等の状況から登校が難しく、危険だと判断した時は、自宅待機してその旨を学校又は担任に連絡する。その場合の欠席については公認欠席の扱いとする。
(生徒の安全確保を最優先とし、個別の状況判断については十分に尊重する。)
- ⑥ **始業時刻後に警報が発令**された場合には、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがある。

(2) その他の場合

- ① **定期試験日**については午前6時の時点で**警報が発令**されているときは、**臨時休業(休校)**とする。
定期試験の未実施分については試験の最終日の翌日に実施し、その他の予定は変更しない。
- ② 検定試験等については、前日の下校時までには実施の有無を判断する。
- ③ 部活動等については、当該顧問が「平日の場合」に準じて判断し、別途指示する。

※上記を含め緊急時の対応については、「緊急連絡メール」「学校HP(緊急情報)」で連絡します。(未登録者は担任からの電話連絡)

以上